

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十七年二月一日第十七号で指定した道路を次のとおり取り消した。

平成二十七年七月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第六号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年六月十九日
指定に係る道路の位置	飯能市大字双柳九百十二一から九百十二一二まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	三十九・〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇～六・〇